

令和6年度 決算に基づく健全化判断比率等を公表します

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。

令和6年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、**全ての指標が早期健全化基準を下回り健全段階**となっております。

区 分		健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
①	実質赤字比率	—	12.74%	20.00%	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（その団体に標準的に収入される一般財源の規模）に対する比率
②	連結実質赤字比率	—	17.74%	30.00%	全会計を対象とした実質赤字額（公営企業会計は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
③	実質公債費比率	1.2%	25.0%	35.0%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てられたものなど）の標準財政規模に対する比率
④	将来負担比率	—	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
⑤	資金不足比率 （水上太陽光発電事業） （下水道事業）	—	20.0%		公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。

※表中の「—」は、実質的な赤字、将来負担、資金不足が発生していないことを表しています。

＜健全化判断比率等の対象範囲＞

